令和８年 11 月

樹木管理及び緑化に関する基本方針（案）に対するパブリックコメントの結果について

軽井沢町　環境課　環境政策係

樹木管理及び緑化に関する基本方針（案）を公表し、パブリックコメントを実施しました。
その結果及び提出されたご意見とこれに対する町の考え方を整理しました。

⑴　意見募集期間
令和８年９月１日（火）～９月 30 日（水）

⑵　意見提出件数
41 件（26 人）

⑶　ご意見と町の考え方

提出いただいたご意見は、意見の趣旨を損なわない程度に要約・修正・補足している場合があります。また、今回の基本方針案と直接関係のないご意見については、回答を控えております。

No.	該当ページ	ご意見	町の考え方
1	1ページ	樹木管理に関する基本方針について、その方向性としては理解できますが、違和感を感じた部分もありますので以下に記します 1.策定の目的 ●この短い文章に”自然”が３回でてきます。本来自然とは山や川つまり浅間山や湯川のようなものを指す言葉で、自然は先人たち（人間）の手によって築かれた、というのは突飛な表現です。件の一文、私が書くとすれば、「当町の緑豊かな自然環境は、先人たちの不断の努力によって守り築かれたものであり、一」 ●軽井沢町は他の多くの自治体と違って、人の居住地と奥山（野生動物の生息地）が隣接しています。町は野生の生き物と共存する町を目指しており、大変結構なことだと思います。そこで本文下から２行目、「時代の変化に対応した自然保護方（針？）を明確にするために」→「時代の変化に対応した自然保護及び生態系保全の方針を明確にするために」とするのが相応しいと考えます。単に緑色になればいいというものではなく、その中身も問われます。後段に既存植生との調和という概念も出てくるのでそれに呼応するものともなります。 今回は以上です	・いただいたご意見を踏まえ、修正します。 ・本基本方針は、町民、別荘所有者、事業者等に対し、どの程度の植栽が必要か、また、どのような考え方で樹木の維持管理を行っていくべきかといった基本的な事項について、まずご理解いただくため、可能な限り内容を単純化してお示しするとの考えのもと、策定を進めているものです。このため、内容は可能な限り絞ったものとしたいと考えています。なお、町では、今後、生物多様性に関する方針等を取りまとめた「生物多様性地域戦略」を策定する予定です。
2	1ページ	軽井沢の美しい自然環境や別荘地の歴史的景観を守るため、過度な伐採を抑えつつ、近年の気候変動（強風や大雪）に備えた危険木の早期発見・適切な剪定・伐採の仕組みづくりを支持します。植栽ガイドラインについての期待も大きいです。新規入居者が土地境界線ギリギリ	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

		に植栽し、数年後に隣地や道路に枝が出ている事も多く、何らかの手立てが必要と感じます。新規の開発や事業者による事業用地の利用においては、単に緑化面積（数値）を追うだけでなく、軽井沢本来の在来種や多様な生物の生育環境を守る緑化を推進すべきです。外来種の侵入防止や、森林本来の更新（世代交代）を妨げないための助言・支援体制を行政が強化することを求めます。樹木管理は所有者個人の責任と負担が大きくなりやすいため、管理が行き届かないケースへの指導だけでなく、専門的な相談窓口の設置や適正管理に向けた補助・支援制度の充実を検討していただきたいです。地域住民や別荘居住者、事業者が共通の価値観を持って緑の保全に取り組めるよう、丁寧な情報共有と意見交換の場を継続的に設けることを提案します。	
３	１ページ	とても良く出来ていると思う。不動産取引については言及がないようだ。完伐して売り出すケースは無くしてほしい。ホテルなど大規模開発について、抜け道が無いようにしていただきたい。危険木の簡易判定方法や樹木医紹介及び補助の案内があるのは素晴らしい。所々に地域の景観にあった樹種という表現があるが、興味が薄い人には伝わりにくいと思う。参考資料があればなおよい。(遮蔽を目的にコニファーを多用するのは、見苦しいことがある。)樹種に花木が増えるといいと、個人的にはおもう。今回は覆緑率に着目しているため、低潅木や草本については詳しくないが、生態系に優しい(多様性や在来種)種類を相談できる仕組みがあるとよい(ボランティア・樹木医)。別荘地では傾斜地も少なくない。土砂災害防止にも言及してほしい。覆緑率の算定基準が明確なのは良い。また事例が図示されているのは大変わかりやすい。実際には公道や隣地との関係や陽射しとの関係(西陽を避けたいかいなか)もあると思うので、一概には言いづらい。街中では　街並みや狭い庭に応じたデザインを、別荘地では自生種や在来種	いただいたご意見を参考に、引き続き検討させていただきます。なお、本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称）」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、写真やイラストを多用し、適切な植栽位置、推奨樹種、具体的な管理方法等について、わかりやすくお示しする予定です。また、庭の手入れや山林の管理などでお困りのことや、身近な植物について知りたいことがありましたら、町の植生学専門員が相談員として実施している「身近な草木の談話室」をご活用ください。 （https://www.town.karuizawa.lg.jp/page/2255.html）

		と園芸種をうまく組み合わした庭園設計が望まれる。ガーデンデザインにも予算を割り当てるよう施主に促す仕組みを業界で作ってほしい。好ましい樹木デザイン(街中や別荘)を取り上げる動きがあるといいですね。(樹木デザインウォッチング) 総じてとても良い案なので、実施されると良いと思う。	
4	1ページ	近年、軽井沢町内では住宅・別荘等の建築や開発に伴う樹木の伐採が急速に進み、地域によっては従来の豊かな緑や軽井沢らしい景観が大きく変化しつつあります。こうした状況の中で、健全な樹木を原則として保存するとともに、一定の緑化率を設定し、既存植生と調和した植栽を求める今回の「樹木管理及び緑化に関する基本方針」を新たに策定することには、重要な意義があると考えます。一方、今回の基本方針については、既存の自然保護・土地利用・景観に関する制度との関係を、より明確に整理する必要があると考えます。軽井沢町には、従来から「軽井沢町の自然保護対策要綱」があり、自然環境の保全のみならず、建築物の形態、意匠、色彩等を含め、軽井沢らしい景観の維持・形成にも重要な役割を果たしてきました。また、現在では「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」と同要綱が一体となって、土地利用行為に関する事前協議等の制度を構成しています。他方、景観については、景観法に基づく長野県の景観行政の体系があり、「軽井沢町の景観育成基準ガイドライン」等によって、建築物、工作物、緑化、既存樹木の保全などについて基準が示されています。今回の基本方針は、「樹木管理及び緑化」を主題とするものではありますが、その内容を見ると、既存樹木の保全、植栽、道路からの見え方、建築物と緑との調和など、自然保護のみならず景観形成にも直接関係する事項を多く含んでいます。したがって、本基本方針及び今後策定される「植栽ガイドライン（仮称)」については、	貴重なご意見として、参考とさせていただきます。

		単独の新たなガイドラインとして位置づけるのではなく、 1）自然保護対策要綱及び土地利用行為の手続等に関する条例の体系 2）景観法及び長野県の景観育成基準等の体系 との関係を十分に整理し、相互に整合・連携する制度として明確に位置づけることが必要と考えます。特に、本基本方針の「計画等体系図」において、自然保護対策要綱・手続条例との関係だけでなく、景観法及び景観育成基準等との関係についても明示することを提案します。軽井沢の「緑」は、単に敷地面積に対する一定割合の樹木を確保するという数量的な問題ではなく、長い歴史の中で形成されてきた自然環境と景観そのものを構成する重要な要素です。自然保護、土地利用規制、景観形成を相互に連携させた、より体系的で実効性のある制度として整備されることを期待します。	
５	１ページ	いつもお世話になっており、ありがとうございます。軽井沢の木の伐採については、困っております。高枝切リバサミやノコギリを用意して、気になった枝や屋根にかかった枝は自分で処理しておりますが、毎年伸びる一方ですので、限界を感じております。空師さんにお願いしましても、木のバランスを理由になかなか思い通りには切っていただけないこともあり悩みの種です。それで、一つ提案させていただきたいと思います。何年かに一回、中部電力では電線に架かった枝を切ってくださっており、高所作業車でこられます。その時に、ついでに切っていただければ、どんなにか助かるかと思うことしきりです。それで、軽井沢町と中部電力と提携して、電線の枝払いの時を利用して、「有料」で個人宅の木の伐採もしていただけるようにお願いしていただくことは無理でしょうか？勿論その時には、「立ち会って」ということが前提になりますが、その方が個人個人で業者さんをお願いするより効率的ではないかと思います。中部電力は、地元の伐採業者	本基本方針案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきますが、いただいたご意見を関係部署と共有させていただきます。

		さんに協力をお願いし、知恵をお借りして、協働することができれば今後の人手不足も考えると効率が良いのではと思います。見積り等の難しさもあるとは、思いますが、ご検討をお願いできればと思います。	
6	1ページ	道路沿いの宅地の場合、冬の凍結を考慮して、道路の南側、東側への植栽については、中低木の落葉樹に限定する旨の記述が必要であると考えます。	本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称）」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、ご意見に記載された課題を踏まえ、適切な植栽位置や推奨樹種、具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。
7	1ページ	内容がよくわかりました。例示されていた住居の例も参考になりました//せっかくの良い内容ですから、これから住む方には、土地取得、建築申請などの際に役場から内容の徹底をぜひお願いします。不動産業者さんにも、建売の際には必須要件に、土地で売る場合にはこちらの紹介を徹底するように、お願いしたいです。既存樹木を切らずにも建てられる方法の紹介ももっと積極的にお願いしたいです//また、町への転入記念樹とか小学校の入学記念樹とか、6月の緑化運動以外にも機会を設けるなど、町では緑化が当然です、という雰囲気を醸していただきたいです（以前住んでいた市町村では庭木の他、室内やベランダに置ける木も選択肢にありました）//意見というより拙い感想で恐縮ですが、この案を策定していらっしゃる方々に感謝と敬意をお伝え致したく、送らせて頂きました	本基本方針を策定した際には、町から周知することはもちろん、不動産事業者や建築事業者等の方々にも、関係するさまざまな方々へお知らせいただくよう依頼する予定です。その他のご意見につきましては、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただき、本基本方針の策定に向け、引き続き検討させていただきます。
8	1ページ	道路際の高木が折れ停電や交通事故が多い。規制して欲しい。道路から五メートルは高木は切る。緑化は高木禁止。	本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称）」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、ご意見に記載された課題を踏まえ、適切な植栽位置や推奨樹種、具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。

9	1ページ「1 策定の 目的」第2段落及び脚注	第2段落及び脚注で引用されている「軽井沢町環境基本計画」策定時の「環境意識アンケート」について、実施時期· 対象 · 回収数及び他にどのような意見が寄せられたのかが本資料に示されておらず、検証ができません。参考資料として、アンケートの実施概要と主な意見の一覧を添付していただきたいと考えます。	アンケート結果については、軽井沢町環境基本計画に掲載していますので、そちらをご確認ください。また、本基本方針については、全体のバランスや引用内容を踏まえると、アンケート結果に関する資料まで掲載する必要はないと考えています。 （https://www.town.karuizawa.lg.jp/page/1815.html）
10	1ページ「1 策定の 目的」第2段落及び脚注	第2段落及び脚注で引用されている「軽井沢町環境基本計画」策定時の「環境意識アンケート」で最も多かった意見が「木が大きくなりすぎて、台風の時などに落枝や倒木のおそれがある」であったことをもって「声が高まっている」と記載されていますが、一般町民 · 別荘所有者向けの単純なアンケート結果のみに基づき樹木管理の方向性を規定することには、ミスリードとなる懸念があります。町内で急速に失われている森林の現状を踏まえ、樹木医 ·ランドスケープ等の専門家の知見も踏まえて課題認識を取りまとめるべきと考えます。課題設定の妥当性について町のご見解をお聞かせください。	アンケート結果のみならず、町としても同様の課題意識を抱いています。日々、多くの倒木が発生し、道路等を塞いでいる現状があるためです。なお、本基本方針案は、樹木医や植生学の専門家からのご意見・アドバイスを踏まえて作成しています。さらに、本基本方針案の１ページに記載している、現在策定中の「植栽ガイドライン（仮称）」は、本基本方針の内容をより具体化したものとなりますが、策定に当たっては、各分野の専門家による会議体を設置し、そこで取りまとめられた意見を踏まえて策定する予定です。
11	1ページ	本方針の策定に賛成します。そのうえで、第1章「策定の目的」に、個々の敷地に立つ樹木の所有権は所有者にあっても、それらが織りなす風景の価値は町民・別荘所有者・来訪者のすべてに共有される町の資本である、という趣旨の一文を加えることを求めます。私有地の樹木の管理や緑化にルールを設けることの正当性の根拠はこの点にあり、目的規定に明記されることで、第5章の緑化率や樹木管理の規定が財産権の制限ではなく共有資本の管理として位置づけられ、方針全体の説得力が増します。昭和47年策定の自然保護対策要綱が掲げた「自然環境は町に関わるすべての人々の共通財産」という理念の、現代における継承にもなると考えます。あわせて、緑化の目標を植栽本	本基本方針案の１ページに記載している「この素晴らしい自然を日本の貴重な財産として守り育て、次の世代へと確実に引き継いでいく必要があります」は、ご意見と同様の趣旨を示しています。また、本基本方針は、町民や別荘所有者等に対し、どの程度の植栽が必要か、また、どのような考え方で樹木の維持管理を行えばよいか等についてご理解いただくため、可能な限り内容を単純化してお示しするとの考えのもと、策定を進めているものです。このため、ご意見にある「緑化の目標を木漏れ日や鳥の声といった五感で感じられる場所の質で定義す

		数や面積だけでなく、木漏れ日や鳥の声といった五感で感じられる場所の質で定義することを、策定中の植栽ガイドラインとあわせてご検討ください。	ること」については記載せず、内容は可能な限り絞ったものとしたいと考えています。
12	1ページ	本方針の策定に賛成したうえで、第1章の※印の注記―環境意識アンケートで「木が大きくなりすぎて、台風の時などに落枝や倒木のおそれがある」との意見が最も多かった、という引用について申し上げます。この結果は、軽井沢町環境基本計画（資料編71ページ）に掲載された「森林・樹木に感じる問題」という、身の回りの困りごとを尋ねた設問のものです。同じアンケートの他の設問を見ますと、「軽井沢町に優先的に取り組んでほしいこと」では、町民・別荘所有者ともに「森林や樹木の保全」が1位（同73ページ）、「気になっている環境問題」では「住宅や別荘等の用地の開発に伴う樹木の皆伐」が、町民・別荘所有者・事業者のいずれでも最上位（同72ページ・別荘所有者では約7割）でした。引用元の設問の中でさえ、「必要以上の伐採が行われ、野鳥や小動物がいなくなった」が、別荘所有者では倒木への不安とほぼ並んでいます。倒木への不安だけが引用されますと、「住民は木を減らしたがっている」という印象が残り、方針の出発点が実際の民意からずれて見えてしまいます。アンケート全体が示す町民・別荘所有者の願いは、まず森を守り残すことです。つきましては2点求めます。①第1章の注記に、同じアンケートで「森林や樹木の保全」が最優先の要望であり、「開発に伴う樹木の皆伐」への懸念が最も多かった事実を併記すること。②本方針の全体を、「森を守り残すこと」を第一の目的とし、「危険な木への対応」はその森を長く健やかに保つための手段として位置づける書きぶりに整えること。	本基本方針案の１ページには、「近年では住宅・別荘建築等の増加に伴い、建築後の景観保全や修景が課題となっている」と、５ページには「健全な樹木は、原則保存すること」と記載しており、本基本方針案全体を通しても、ご意見にあるような懸念はないものと考えています。なお、注釈は、環境意識アンケート全体の内容を説明するものではなく、「町内の樹木の多くが大木化し、台風等の災害により倒木等の危険性があるとの声」の裏付けとして記載しているものです。そのため、ご意見にあるような内容の併記は必要ないと考えています。
13	1～2ページ	第1章「策定の目的」と第2章「基本方針の位置づけ」についてです。第1章には、要綱による50年の歩みと近年の課題、そして「先	体系図に示すとおり、独立した運用とします。なお、開発等に関する事前協議の場においては、自然保護対策要

		人の理念を継承しつつ……基本的な方針を策定します」とありますが、住民として読みますと、この方針が策定された後どうなっていくのかが読み取れませんでした。本方針と植栽ガイドラインは、今後、自然保護対策要綱に取り込まれていくお考えなのでしょうか。それとも、方針のまま独立して運用されるのでしょうか。第 2 章の体系図には要綱や各計画と「整合・調和」とありますが、その中身や道筋は書かれていません。どちらの場合であっても、この方針の実効性をどのような道筋で担保していく想定なのかを、第 2 章に明示していただくことを求めます。具体的には、(1) 要綱や条例に反映していく場合は、その目途となる年度（確約が難しければ、目途を定めて検討の進捗を毎年公表する形で十分と考えます）。(2) 方針のまま運用する場合は、開発の事前協議などの場でどのように使われる想定なのか。(3) いずれの場合も、おおむね数年ごとに見直し、緑化率の運用実績や緑の量を毎年点検して公表する仕組み。緑の基本計画が目標年次の後、見直しの機会がないまま長く推移した経過に照らしても、策定の段階から道筋を書き込んでおく価値があると考えます。	綱等の基準と同様に、本基本方針に基づき指導してまいります。時代や社会情勢等の変化により、本基本方針の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行います。
14	2 ページ「2 基本方針とは ⑵計画等体系図」	本方針の位置づけとして「計画等体系図」が示されていますが、 軽井沢町長期振興計画 ·環境基本条例 ·環境基本計画 · 緑の基本計画（改定中）· まちづくり基本条例 · 自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例 · 自然保護対策要綱に加えて、新たに本基本方針及び植栽ガイドライン（仮称）が策定されることになり、計画·条例·要綱が多層的かつ複雑な構造になっています。この構造は、町民や事業者にとって、どの文書にどのような効力があり、実際に何を守ればよいのかが分かりにくいものになっているのではないでしょうか。法的拘束力を持つ条例、条例の理念を具体化する基本計画、基本計画を現場で運用するための判断基準としての要綱、という体系に整	要綱は、法制執務上のルールに沿って策定するものであり、本基本方針案に記載されている内容をそのまま「要綱」として定めることはできません。 既存の計画・条例・要綱との関係を整理・簡素化する予定はありません。ただし、整合性を確保するため、それらについて一部改正等が必要となる可能性はあります。

		理すれば十分機能するのではないかと考えます。本基本方針及び植栽ガイドライン（仮称）を新設する必要性、及び既存の計画･条例･要綱との関係を整理･簡化するお考えがあるか、町のご見解をお聞かせください。	
15	2ページ「3 現状・課題	本項目は「現状 ･課題」と題されていますが、記載されている内容は軽井沢町の緑豊かな景観が形成されてきた歴史的経緯（浅間山噴火後の植林、別荘地開発の経緯等）という「現状」の説明にとどまっており、そこから導かれる具体的な「課題」が明記されていません。本方針が対応しようとしている具体的な課題を明記していただきたいと考えます。	いただいたご意見を踏まえ、修正します。
16	2～3ページ	第3章「現状・課題」に関連して、緑の総量の測り方について申し上げます。昭和51年から平成28年にかけて森林が減った場所を地図で示されたことは意義深く、この分析を今後の目標につなげていただきたいと思います。 現在、町は環境基本計画の達成度をはかる指標として「都市計画区域内の森林面積」(2020年を100とし2027年も100を維持）を掲げています。森林面積が公式な指標になっていることを支持しますが、一方で令和6年度の評価結果では実績98・未達成とされ、改善策の欄には「指標の数値としては反映されないが、区域内における樹木の伐採および植栽に関する指導を徹底する」と記されています。つまり、町が日々行っている伐採・植栽指導の成果は、この指標の数字には表れません（指標が森林簿上の地目に基づく面積であるため、数字が動くのは開発などで地目が転換された時だけで、別荘地や宅地の樹木の増減は影響しないと理解しました)。評価指標と打ち手が噛み合っておらず、このままでは点検を毎年重ねても改善につながりにくい構造になっています。つきましては、本方針に、実際の緑の量を捉えられる指標を設定し、運用することを求めます。具体的	本基本方針は、町民、別荘所有者、事業者等に対し、どの程度の植栽が必要か、また、どのような考え方で樹木の維持管理を行っていくべきかといった基本的な事項について、まずご理解いただくため、可能な限り内容を単純化してお示しするとの考えのもと、策定を進めているものです。このため、指標等は記載せず、内容は可能な限り絞ったものとしたいと考えています。

		には、(1) 衛星画像や航空写真による樹冠被覆率等、現在の技術で低コストで実現可能な指標を選定し、町全体と地区別で測定すること。(2)「基準年より減らさず、ゆくゆくは増やしていく」という目標を本方針に明記すること。(3) 毎年測定して公表し、第5章の緑化率の運用や伐採・植栽指導の効果検証に用いること。樹冠被覆率であれば、緑化率の運用や個々の指導の成果がそのまま数字に表れ、指標と打ち手がつながります。	
17	2ページ「2 基本方針とは」及び5～9ページ「5 基本方針」全体（規制の手法について）	本方針が定める緑化率規制は敷地（筆）ごとに独立して適用される仕組みであり、各土地所有者が自らの敷地内で基準を満たせば開発が可能となる結果、町全体としては緑地がパッチワーク状に分断されていくおそれがあります。Haddad et al. (2015, Science Advances) による大規模な統合研究では、生息地の分断化により生物多様性が13～75%減少し、その影響は緑地が小さく孤立しているほど、また時間が経過するほど拡大することが示されています。島嶼生物地理学・メタ個体群理論の知見によれば、孤立した緑地の間では個体群間の移動や遺伝的交流が失われ、局所的な絶滅リスクが高まることも知られています。 国土交通省「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」（2018年）は、まさに軽井沢町緑の基本計画（改定中）が対象とする計画類型において、動植物の分布・生息状況の調査に基づき、中核地区・回廊地区等から成る生態系ネットワークを設計するよう求めており、兵庫県伊丹市や千葉県柏市など、これを実際の開発規制と連動させている自治体も存在します。軽井沢町は既に保養地域･緩衝地域・居住地域･集落形成地域という区域区分に基づく差別化された規制を導入しており、これに既存の生物分布データ等を踏まえた生態系ネットワーク（中長期的な核心地区・回廊地区の設定等）の観点を加えることは、既存の制度的枠組みとも整合的と考えます。敷地	現時点では、既存の生物分布データがないこと等から、ご意見にあるような中長期的なゾーニングを反映する予定はありません。 緑の基本計画については、本基本方針案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。

		ごとの緑化率規制に加えて、こうした中長期的なゾーニングを本方針及び改定中の緑の基本計画に反映するお考えがあるか、町のご見解をお聞かせください。	
18	3ページ「3 現状・課題」	本方針案が現状分析の根拠として示す土地利用変化のデータは昭和51年（1976）から平成28年（2016）までにとどまっており、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として軽井沢町内で急速に進行しているホテル・マンション等の大型開発による森林減少の実態が反映されていないと考えます。直近（2020年以降）の土地利用変化・ 森林減少の実態を示すデータを本方針の現状分析に反映する必要があるか、町のご見解をお聞かせください。反映する場合は、いつ、どのような形で現状分析を更新される予定か具体的にお示しください。反映しない場合は、その理由をご説明ください。	当該データは、「森林」から「建物用地」へと変化した場所が多数存在することを示す趣旨で掲載しています。掲載しているデータによってその内容を表現できているため、変更する予定はありません。
19	4ページ	人工的に植えた木々より原生林に近い木を植え管理をなるべくしなくても良い森を作って頂ければと思います。人が入らない深い森も作り動物と人間の境界線を作り共存共栄出来るを目指しより過ごし安い軽井沢になればです。長野県に限らず植生調査し管理の要らない自活する原生林へ戻し少しでも緑地面積を増やして行ければ地表面は水を蓄え冷え水源にもなります。山々から養分を得た水は農業や海を豊にします。是非とも原生林へ戻してください。よろしくお願いいたします。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
20	5ページ	緑化率をクリアした植栽計画がちゃんとおこなわれているのか、植栽後に必ず確認しにいくようにしてほしい。書類だけクリアすれば良いというようにならないようにしたい。開発が行われるような土地に対しては、業者には植栽する樹木は軽井沢に適した軽井沢町が植栽におすすめしている樹木を必ず植えるようにしたい。緑化率について、特に境界上や目隠し用に何か植えたいと思う方は値段的に安価なコニフ	本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称）」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、ご意見に記載された課題を踏まえ、適切な植栽位置や推奨樹種、具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。

		ァーを選ぶ人はより多くなると思います。1m ちょっとのコニファーだらけにならないようにもう少し考えてほしい。例えば、ドウダンツツジやアセビやシャクナゲなど 1m 未満でも軽井沢の風土に適した樹木であれば緑化率の半分ぐらいは充当してもいいのでは？道路に出てしまっている樹木の枝に困っています。車も擦りますし、道路も狭くなりますし、電線に触れていたりしている樹木も多すぎます。樹木の管理について、しっかり記載してほしいですし、軽井沢町もちゃんと管理（剪定）をするように所有者に指導してほしい。 どうぞよろしくお願いします。	
21	5 ページ	大木化した樹木の落枝や倒木の危険という現状を踏まえ、「大木化したものは世代更新に努めること」「更新に当たって比較的容易に維持管理できる樹木を植栽すること」と掲げることは重要であると思います。しかしながら数十年後に現在と同じ状況を招かぬためには、基本方針において隣地境界、道路との境界の植栽についてさらに踏み込んだ表現が必要と考えます。樹高制限や境界からの後退距離など。緑化率に関する記載に比べると、「植栽は、道路と建築物の間に十分な奥行きと厚みを持って配置すること。」という記載は極めて解りづらい表現です。伸びた枝による隣地への迷惑、道路への落枝の危険、倒木の危険を回避せねばならぬことを強く訴える記載とすべきです。	本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称）」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、ご意見に記載された課題を踏まえ、適切な植栽位置や推奨樹種、具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。
22	5 ページ	軽井沢町の豊かな自然の重要な要素となっている樹木について、管理と緑化の基本方針を定める趣旨には賛同いたします。ただし、今回定めた緑化率が非常に分かりにくく（個人がこれを算出するとは思えません）、土地利用のいつの時点で誰がどのようにこれを守るのか、守られているかの判断や、守られていない場合はどうするのか？など、非常にあいまいで、実効性に乏しいように思われます。８ページ以降に緑化イメージのイラストや写真がありますが、保養地域は軽井沢ら	緑化率の算定は、樹高からも算出可能であり、極めて簡易な方法です。本基本方針案の５ページに記載のとおり、建築物の新築又は改築を行う場合には、定められた緑化率に基づき、樹木を植栽するものとしています。なお、本基本方針は、植栽や維持管理を行う際の基本的事項を定めた指針（ガイドライン）であり、緑化率は、緑化の最低基準を示すものです。また、本基本方針案の５

		しさが表れているものの、居住地域については、「敷地内の樹木および植物はできる限り残す」や「道路・隣地後退部分にある10mを超える健全な樹木は残す」など、これまで緑化に際して拠り所としていた要綱の規定から完全に後退した印象を残してしまいかねません。樹木管理と緑化が一体となっているため、全体として「伐って植えればいい」といった発想に捉えられることが心配されます。要綱に定めた「健全な樹木および植物は残す」という原則をいまいちど確認する内容であって欲しいと願います。そのための樹木医の診断や、支援制度は有効だと思います。別件ではありますが、５ページの「新規植栽に関する方針」の中で、「ただし、学校、児童館、保育園…その他公の施設など緑化率を適用することが適当でない施設については、この限りではありません」とありますが、確かにこの緑化率をそのまま当てはめることは出来ないとしても、軽井沢の施設として自然との調和や環境を意識した施設づくりへの配慮をお願いします（ここ10年ほどの間に建てられた公共施設では、敷地内にほとんど樹木がなく、広い駐車場はアスファルトで整備され、軽井沢の高温化の原因になっているようにも思われます）。	ページに記載のとおり、健全な樹木であっても、維持管理が困難なほど大木化した場合には、世代更新を行っていただく必要があります。樹木を伐採すること自体が問題なのではなく、軽井沢の景観や自然を次世代にしっかりと引き継いでいくために、世代更新を進めていくことが重要です。本基本方針を基に、樹木の世代更新や危険対策に関する議論を深めていきたいと考えています。公の施設については、緑化率の規定は適用されませんが、可能な限り緑化を行い、自然と調和した施設となるよう努めてまいります。
23	5ページ	高木に対する管理をもっと詳細に明記すべきかと思います。高木は停電や倒壊の危険性が高くなり生態系にも影響を及ぼしますが、木を大切にする事を強調しすぎる事や処理費用等で殆ど放置している傾向があるかと思います。所有する敷地内および沿道において積極的な高木除去の奨励や高木の高さ調整手法など具体的に明記する必要があるかと思います。	本基本方針案の１ページに記載の「植栽ガイドライン（仮称）（策定中）」の中で、より具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。
24	5ページ	ツキノワグマ対策事業を受託している特定非営利法人ピッキオの活動に携わっています。主に別荘地（緩衝エリア）では、クマの潜み場所となってしまう藪や、実の成る時期にクマが執着してしまう樹木が散	本基本方針は、町民や別荘所有者等に対し、どの程度の植栽が必要か、また、どのような考え方で樹木の維持管理を行えばよいか等についてご理解いただくため、可能

		見されます。藪を刈り払って見通しを良くしておくこと、クマの好む実がなる樹木を庭木には選定しない方が望ましいこと（もしくは、時期によってはクマが来てしまう可能性があることを認識して頂く）、などを正しく知って頂くことが重要だと考えています。緑化とはやや異なる主旨にはなりますが、緑化を推進した結果、クマと不意に遭遇する可能性を高めることは避けた方が望ましいと考えます。ぜひ、このガイドラインの中に、盛り込んでくださいますようご検討をお願いいたします。	な限り内容を単純化してお示しするとの考えのもと、策定を進めているものです。こうしたことから、可能な限り内容を絞ったものとしたいため、ご意見にある内容は記載しないこととしています。なお、本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称）」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、適切な植栽位置や推奨樹種、具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。
25	5ページ	１　緑化率について（５～９頁） 軽井沢の良好な自然環境と景観を将来にわたって維持するためには、緑化について単に「推奨する」「望ましい」とするだけではなく、一定の数値基準を設けることが必要だと考えます。特に、開発や建築に伴って既存樹木が失われた後に十分な緑が回復されないことを防ぐためには、客観的な基準となる緑化率を定め、実効性を持たせることに意義があります。したがって、今回の基本方針に緑化率の数値基準を盛り込むことに賛成します。反対意見として指摘されている問題については、数値基準そのものを推奨に後退させるのではなく、基準を維持したうえで、運用方法を工夫することによって対応すべきだと思います。例えば、建物、駐車場、アプローチ等との関係から、数値を満たすためだけに敷地境界や道路際へ植栽が集中すれば、将来、隣地への枝の越境、落葉、電線への枝掛かり、倒木等の問題を生じさせる可能性があります。このため、単に面積や本数を満たすだけでなく、樹種、植栽位置、将来の樹高や維持管理まで考慮した緑化を求めることが必要です。また、既存樹木が豊富な土地と、建物解体後の土地、畑やテニスコートから転用された土地など、従前から樹木の少ない土地とでは条件が異なります。しかし、このような違いがあることを理由	１　本基本方針案の１ページに記載の「植栽ガイドライン（仮称）（策定中）」の中で、適切な植栽位置や推奨樹種、具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。その他のご意見につきましては、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 ２　樹木医による診断・相談事業の枠不足については、費用の問題ではなく、樹木医の数が少ないことが要因となっています。町では、この問題を解決するための施策について、現在検討を進めています。

に数値基準を設けないのではなく、緑化率を基本的な基準としたうえで、従前の土地利用や敷地条件などを考慮できる仕組みを設けることが適切だと考えます。一般住宅についても、庭づくりを建築時に一度に完成させることが難しい場合には、緑化計画を示したうえで一定期間内に基準を満たすなど、段階的な緑化を認める方法が考えられます。こうした運用上の工夫によって、所有者に過度な負担を求めることなく、緑化率の実効性を確保することは可能だと思います。重要なのは、例外的な事情への配慮と、緑化率そのものの必要性を混同しないことだと思います。個々の敷地事情に応じた合理的な調整は必要ですが、それを理由に数値基準を単なる推奨にとどめれば、開発・建築後の緑を確保するという今回の基本方針の実効性が弱くなることを懸念します。そこで、緑化率については明確な数値基準を維持し、原則としてその達成を求める。その一方で、既存樹木の保全を優先し、従前の土地利用、敷地条件、樹種、植栽位置、将来の維持管理等を考慮した合理的な運用を行うという制度にしていただきたいと思います。緑化率を「努力目標」に後退させるのではなく、軽井沢の自然環境と景観を守るための実効性ある基準として位置づけたうえで、「緑の量」だけでなく、将来にわたって安全かつ適切に維持できる「緑の質」も確保する制度としていただくことを希望します。

2　樹木医による診断への助成について（１３頁）
現在、町では樹木医による診断のほか、伐採や植栽についても一定の助成を行っています。樹木管理を促進するうえで有意義な制度だと思いますが、抽選制であるため、必要な時期に利用できない場合があります。そこで、限られた財源をより効果的に活用するという観点から、伐採や植栽については原則として土地所有者の負担とし、その

		分、樹木医による診断への助成を充実させ、診断を受けられる件数を大幅に増やすことを提案します。可能であれば、抽選ではなく申請順で利用できる程度の体制を整えていただきたいと思います。特に別荘所有者の場合、軽井沢特有の樹木やその生育環境について十分な専門知識を持っているとは限りません。所有する樹木について、伐採が本当に必要なのか、剪定で対応できるのか、あるいは当面そのままで問題がないのかを、所有者自身が判断することは困難です。また、伐採等を業者に依頼する際にも、専門的な知識がなければ、提案された作業の必要性や見積額が適正であるかを判断することが難しい場合があります。町が関与する樹木医による客観的な診断を事前に受けることができれば、所有者はその診断結果をもとに必要な作業を判断し、業者の選定や見積りの比較・交渉を行うことができます。結果として、不必要な伐採を避け、健全な樹木を残すことにもつながります。樹木の伐採や植栽など、個々の土地の維持管理に要する費用を土地所有者が負担することは一定程度やむを得ないと考えます。一方、その前提となる専門家による客観的な診断について町が支援することは、個々の所有者への利益にとどまらず、危険木の早期発見、不要な伐採の防止、軽井沢の良好な樹木・景観の保全にも資するものと思います。そのため、伐採・植栽への助成よりも樹木医による診断を重視し、希望する土地所有者が必要な時期に診断を受けられる制度へ拡充していただくことを希望します。	
26	5ページ	豊な緑があってこその軽井沢であると思いますし、世界で夏の気温が上昇している中で緑の価値は上がって行くものと思われます。もちろん、木１本も伐らずにいる事はできません。伐らずにいる事はできませんが、今の軽井沢は伐り方が雑で問題があると思います。街路樹の大木を太い枝の途中から伐ったり、大木の頭を詰めて伐ったり、のび	伐採に関するガイドラインの策定については、本基本方針案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。

のびと枝を広げている枝の先を伐っているのを最近よく目にします。枝をほとんど伐ってトーテムポールのようにして鳥さえ枝に止まれない木も見かけます。太い枝の途中から伐ったり、頭を詰めて伐った状態は景観を著しく損ないますし、見て痛々しくあり、せっかくの癒しの樹木が痛みを感じさせるものとなっています。また、自然の景色を写真に撮ろうとした時に、太い枝が切られた状態が写っては美しくありません。国際親善文化観光都市を謳っている軽井沢町では、「美しく伐採」するためのガイドラインを策定していただきたいと思います。以前私のフランス人の知人は、軽井沢で大木が無造作に伐られている様子を見て驚いていました。イギリスやイタリアの田舎はどこを写真に撮っても樹木は美しく絵ハガキのようでした。以下の 1～4 のルールを伐採ガイドラインに入れていただく事を希望します。特に街路樹は公の場所ですので美しく保っていただきたいです。

1. 枝を伐る時は、枝の途中からでなく、枝の元から伐る
2. 大木の頭を詰める伐り方は禁止する（木が密集している場合は木を間引く）
3. のびのびと広がった枝の先を伐る事を禁止する（プリンス通りなど、車道にかかる枝の先を伐っているのを見かけますが、伐らないと車の走行に影響があるとは思えません）
4. 木をまる裸にする枝の伐り方を禁止する

観光シーズンには、１８号線や１８号バイパス、プリンス通りが渋滞しますが、１８号線の借宿から上ノ原くらいまで街路樹が車道にかかって日陰になり、夏の渋滞でもそこは日陰が心地よかったです。ですが、１８号バイパスやプリンス通りは、歩道や車道に少し張り出した枝がかなり伐られています。軽井沢なら車道にかかる枝の日陰で憩えるくらいになってほしいです。日本の都市では街路樹が減っていて、

		シンガポールやソウルなどでは今街路樹や緑地を増やしているというニュースがありました。文化観光都市にふさわしい緑の美しい高原であってほしいと思います。よろしくお願いいたします。	
27	5ページ	『(2)新規植栽に関する方針 』について 「建築物の新築又は改築を行う場合は、定められた緑化率に基づき、既存の植生と調和した樹木の植栽を行うものとします」について 基本方針の内容、緑化率目標値など非常に妥当な内容だと思います 良くご検討された結果だと感じます　ただ一点、緑化率未達の建築物に対して緑化率達成を課すべきと思います　最近 建築または建築中の宿泊施設･別荘には敷地内樹木を全伐採し 回復植木も 50cm 程度の小さなもので誤魔化している物件が多すぎ、早急な林の回復が必要な状況と思います　そもそもそのような施設の所有者･利用者は「軽井沢の緑」を求めて来訪しており 「緑は他人任せ」というのは成り立たないものと思います　新規建設施設･改修施設だけではなく 既存施設も対象として 同様のタスクを課し、併せて緑化実行しない者には罰則規定を設けなければ必ずや実行されないものと考えてます	本基本方針は条例ではないため、罰則規定を設けることはできません。ガイドラインの一種ではありますが、町として初めて緑化率を定義したものであり、大きな変化のきっかけとなるものと考えています。また、既存住宅については、緑化率を満たしているかどうかを町が確認することは困難です。さらに、後追いで新たな基準を適用したとしても、それを遵守する方は少なく、本基本方針が形骸化するおそれがあるため、緑化率は適用しないこととしています。
28	5ページ	樹木管理の現場に携わる立場から、国際的な樹木管理の専門団体 ISA（International Society of Arboriculture）の知見や、カナダの自治体における樹木管理の事例を参考に、軽井沢の樹木の健全性と安全性、地域の景観を長期的に守るため、P.5「樹木の管理に関する方針」について以下の 3 点を提案します。 提言 1 「適正な剪定」の基準を明確にする 提言 2 大木化だけを理由に世代更新を判断しない 提言 3 必要に応じて専門家による診断・リスク評価を行う 提言 1 「適正な剪定」の基準を明確にする 樹木の健全性や構造的安全性を損なう過度な切り詰め（Topping）を	貴重なご意見として、参考とさせていただきます。

避け、樹木の生理・構造・自然樹形に配慮した剪定を基本方針に位置づけることを提案します。基本方針案では、剪定及び間伐による適正な管理が示されています。一方、剪定方法によっては樹木の健全性や構造的安全性を損ない、将来的な落枝の危険や管理負担の増加につながる場合があります。特に、樹高を下げることを目的として幹や太枝を一律に切り詰めるTopping（頭止め・ぶつ切り）と、適切な枝の分岐位置まで切り戻す樹冠縮小剪定（Crown Reduction）は、区別して考える必要があります。「樹高を下げること」自体を問題とするものではなく、樹木の生理・構造に配慮し適切な方法で樹冠を縮小することが重要です。カナダのニューウェストミンスターでは、樹木の剪定にISA の樹木管理基準に沿った方法を求め、Toppingなどを通常の適切な剪定から除外しています。バンクーバーでも樹木保護条例において、対象樹木のTopping に加え、本来の樹形を回復できない程度の剪定や、樹木の健康に悪影響を及ぼす行為を制限しています。軽井沢町においても、今後の樹木管理ガイドライン等で、適切な剪定方法と避けるべき剪定方法を具体的に示すことを提案します。

基本方針への追加文言案

樹木の管理に当たっては、樹木の生理、構造及び自然樹形に配慮した適切な剪定を基本とし、樹木の健全性や構造的安全性を損なう過度な切り詰めを避けること。樹高又は樹冠の縮小が必要な場合には、樹木の状態及び周辺環境に応じて、適切な樹冠縮小剪定等の方法を検討すること。

提言 2 大木化だけを理由に世代更新を判断しない

大木化した樹木について、世代更新を検討する前に、専門的な診断と適切な管理によって維持できる可能性を確認することを提案します。大木化した樹木は、建物や道路等への影響、倒木・落枝時の被害、維

持管理の難しさなどを考慮する必要があります。一方、樹木が大きいことのみをもって危険性や管理の可否を判断することは適切ではありません。特に軽井沢の成熟した樹木は、景観や緑陰を形成する重要な要素です。世代更新を検討する際には、樹木の健全性、構造的欠陥、周辺環境及び被害対象を確認し、適切な剪定、立入管理、経過観察等によって維持できるかを検討することが重要と考えます。

基本方針の修正文言案

大木化した樹木については、樹木の健全性、構造的欠陥、周辺環境及び倒木・落枝時の被害対象等を踏まえて適切に評価し、剪定等による維持管理の可能性を検討すること。樹木の安全な維持管理が困難である場合には、必要に応じて世代更新を検討すること。

提言 3 必要に応じて専門家による診断・リスク評価を行う

剪定や伐採などの管理方法を決定する前に、樹木の状態と周辺環境を適切に把握する考え方を加えることを提案します。現在軽井沢町が実施している樹木医診断・相談事業は、樹木の状態を専門的に評価する重要な取り組みであると考えます。私有地の樹木であっても、倒木や落枝等の影響は道路、隣接地、歩行者等に及ぶ可能性があります。一方、安全確保のみを理由に必要以上の伐採を進めることは、軽井沢の自然環境や景観の維持という観点からも望ましくありません。樹木の管理方法は、樹種、樹勢、構造的欠陥、生育環境、周辺施設や人の利用状況等によって異なります。そのため、特に大木や人の利用が多い場所の樹木については、必要に応じて専門家による診断・リスク評価を行い、管理方法と対応の優先順位を決定することが重要です。必要なのは、単に「木を切ること」ではありません。「この木は今、何をする必要があるのか。切るのか、残すのか、いつ管理するのか」を専門的に判断し、継続して管理する仕組みです。

		専門家については、樹木医に加え、ISA Certified Arborist など、樹木の診断・リスク評価・管理に関する専門的知識を有する者についても対象として検討いただくことを提案します。軽井沢の豊かな緑を将来にわたって維持するためには、樹木を植えることや伐採を抑制することに加え、既存の樹木を適切に評価し、その状態に応じて継続的に管理する仕組みが重要であると考えます。	
29	5ページ	この基本方針の冒頭（ｐ１）に「建築後の修景が課題となっている」と述べられているのであるから、緑化率に関しては建築物の新築または改築のみならず、既存建物に対しても「努力目標」として基本方針に記述してはどうか？	既存建物については、緑化率を満たしているかどうかを町が確認することは困難であり、さらに、後追いで新たな基準を適用したとしても、それを遵守する方は少なく、本基本方針が形骸化するおそれがあるため、植栽を求める旨は記載しないこととしています。
30	5～6ページ	第5章⑵「新規植栽に関する方針」についてです。本方針の植栽に関する規定は、樹木の管理に関する方針（保存・剪定・伐採）と、建築物の新築又は改築を行う場合の緑化率に基づく植栽に限られており、すでに建っている住宅や施設の敷地で、緑が十分でない場所に新たに木を植えることを促す方針が見当たりません。新築・改築は数十年に一度のことであり、既存の敷地が動くのを待つだけでは、緑の回復には世代単位の時間がかかります。第3章で示された森林減少への対応としても、既に緑が薄くなっているエリアで植栽を増やしていく動線が必要と考えます。つきましては、第5章の緑化に関する方針に、既存の住宅・施設の敷地においても、植栽が十分でない敷地における自主的な植栽を促進する旨の方針を追加すること、併せて、今後支援制度として、危険木の代替に限らない追加植栽費用の補助制度の検討をいただくことを求めます。既存敷地の植栽を対象とする助成は全国で広く行われており、東京都内では多くの区市が生垣・植込み・接道部緑化への助成を設けています（例：杉並区の接道部緑化助成では生け	既存住宅等については、緑化率を満たしているかどうか（十分な植栽が行われているかどうか）を町が確認することは困難であり、さらに、後追いで新たな基準を適用したとしても、それを遵守する方は少なく、本基本方針が形骸化するおそれがあるため、植栽を求める旨は記載しないこととしています。また、追加植栽費用に対する補助制度については、皆伐を行った場合でも町の補助を受けられるという誤ったメッセージとなる可能性があることやご意見にあるような都内の緑の状況と当町の状況とは大きく異なることから、現時点では検討する予定はありません。

		がき 1 メートルあたり 12,000 円等)。新築時の義務と危険木への対応の間を埋める、平時の植栽支援があってこそ、緑化率の理念が既存の市街地や別荘地にも届くと考えます。	
31	5～9 ページ「5 基本方針 ⑵新規植栽に関する方針」(緑化率)	緑化率規制及びその算定方法（緑化イメージの例示等）は、戸建て住宅・別荘規模の敷地を主な想定として設計されているように見受けられます。2020 年以降急増しているホテル・マンション等の大規模開発に対して、同じ緑化率の考え方や算定方法がどの程度の森林保全効果を持つのか、この案からは読み取れません。大規模・商業的な開発に対して、個人住宅・別荘と同等の緑化率規制で実効性があるとお考えか、それとも大規模開発向けに規制内容(緑化率の適用方法、既存樹木の保存義務等）を別途強化する必要があるとお考えか、町のご見解をお聞かせください。反映する場合は、具体的にどのような規制強化を検討されるか、お示しください。	住宅・別荘以外の建築物についても本基本方針は適用され、同様の実効性があると考えています。なお、イメージ図は、一般の方に住宅や別荘を建築する場合の緑化率のイメージをお伝えするために掲載しているものです。
32	6 ページ	(P.6) 車の出入りに関する部分を砂利にすると、今度は砂利が道路に転がってきて自動車がタイヤに巻き込んで人に当たる可能性が高まるので、それはそれで困る。そのため、これを基本方針とするのはやめてほしい。推奨ぐらいならよいが。それでも道路にはみ出す砂利をどうするつもりなのか、町としての方針を定めてから実施してほしい。町として個人の問題に帰着させるつもりならば、この記載は削除すべきである。 (該当なし）隣地越境樹木の積極的な町の関与をしてほしい。隣地越境に対して、もっと積極的な伐採の発信、公道/別荘私道にかかる樹木の町による巡回、越境樹木の相談と町からの該当者への通告などを業務としてほしい。こういう方針は立派だが、結局、町が定めた自然木を残そうという各種の方針・ルールと、別荘地固有の所有者の関与	砂利が道路にはみ出すおそれのある地形の場合は、本基本方針案の６ページに記載のとおり、自然地面のまま維持していただければと思います。 倒木や樹木の枝による停電等については、町としても積極的に情報発信を行っていく必要があると考えています。なお、隣地に越境した樹木に関するトラブル等については、私人間の問題であるため、町が関与することはできません。相談体制については、町で町民無料法律相談を実施していますので、ご利用ください。

		の低さにより、越境の解決が難しかったり(当事者から、うちは自然派なので切りたくないと明確に言われた経験あり、結局、先方がやってくれないのでこちらで費用負担して伐採してもらった)。こうした越境樹木より、隣地から覆いかぶさる樹木によって、当家の樹木が日陰になって枯れたり、(町全体として)倒木により電線を巻き込んで停電が頻発したりしている。こうした方針を定めるだけでなく、ちゃんとルールを守ってる側が不利にならないように、町としての相談体制や、当事者としての関与など、抜本対策をお願いしたい。	
33	8ページ	８．支援制度について以下の２点を意見として申し上げます。 １．　植樹を検討する際に参考となる情報の充実について 軽井沢町として植樹に適した樹木を推奨するリストを作成されるのであれば、文字だけのリストではなく、成長した樹木の写真や植栽の施工例などを掲載し、実際に植樹した際のイメージが持てるようにしていただきたいと思います。例えば、写真を掲載するほか、参考となるウェブサイトへのリンクを設けるなど、視覚的にもわかりやすい工夫があると、植樹を検討する住民にとって大変参考になると考えます。また、垣根に適した樹木や、庭づくりにおすすめの樹木など、用途に応じた情報に加え、それぞれの樹木の管理のしやすさや注意点、メリット・デメリットなども紹介していただけると、樹木選びの際に役立つのではないでしょうか。 ２．　軽井沢の環境に適した施工と事業者への対応について 軽井沢は、気候や土壌などが他の地域とは異なる特殊な自然環境にあります。そのため、他の地域では問題なく育つ樹木であっても、軽井沢では十分に根付かず枯れてしまったり、予想とは異なる成長をした	１）　本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称）」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、写真やイラストを多用し、適切な植栽位置、推奨樹種、具体的な管理方法等について、わかりやすくお示しする予定です。 ２）本基本方針案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。 最後に)貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

りすることが少なくないと感じています。こうした地域特有の環境に関する知識が十分でない事業者が庭の施工や植栽を行った場合、施工直後は問題がないように見えても、1年後、2年後には樹木が枯れてしまうなど、結果として住民に経済的な負担を生じさせることがあります。特に、他の地域から移住された方は、軽井沢の自然環境や地域独自の規制について十分な知識を持っていない場合もあり、施工業者の提案をそのまま受け入れざるを得ないこともあるのではないでしょうか。また、町の規制についても、事業者が十分に理解していなかったり、理解していても遵守が徹底されていなかったりすることで、地域の景観や自然環境に影響を及ぼすおそれがあります。こうした問題は、緑化や造園に限らず、住宅の建築や不動産取引においても共通する課題であると考えます。そこで、軽井沢の自然環境や町の規制を十分に理解し、遵守する事業者による施工が行われるよう、町として事業者の認定制度や登録制度などを設けることを検討していただきたいと思います。造園施工や建築施工、不動産業などについて、一定の基準を満たした事業者が適切に業務を行う仕組みが整えば、不適切な施工や将来的なトラブルの防止につながり、新たに移住された方も、以前から暮らしている住民も、安心して生活できるのではないでしょうか。事業者への指導や制度の運用にはさまざまな課題があると思いますが、軽井沢の自然環境と景観を守るため、ぜひご検討いただきたいと考えます。

最後に
今回の意見は、樹木管理及び緑化に関する基本方針へのものではありますが、樹木管理や緑化は、軽井沢という町の環境や景観を形づくるうえで、非常に重要な要素であると考えています。軽井沢が、単に

		「お金持ちが家を持つ町」というイメージではなく、**「地域の人々や自然を大切にし、守ることのできる、豊かな心とモラルを持った人々が暮らす町」**というイメージへと変わっていくことを願っています。そのためにも、町には、住民や事業者とともに軽井沢の自然環境を守り、次の世代へと引き継いでいくための取り組みを進めていただきたいと思います。	
34	11ページ	P4で「敷地の道路沿いにウラジロモミを目隠しとして植え」とある様に、軽井沢のいたるところで道路沿いのモミの木が大きく育っている。これらのモミの木の中には下の写真の様な「こぶ病」を発症しているものが見かけられる。この部分は脆くなっており折れやすい危険木である。これが道沿いに存在しているので幹折れを起こすと危険である。容易に見分けられるのであるから危険木の簡易判定に含め、管理責任者に注意喚起するべきと考える。軽井沢を良く知る樹木の専門家であれば誰でも知っている事である。	こぶ病のみでは直ちに枯死するとは限らず、他の状況なども踏まえ、総合的に診断する必要があります。そのため、今回掲載したほかの事例とは異なり、簡易な判定が難しいことから、掲載していません。
35	13ページ	住民等が主体になって樹木管理を行うことや、その指針としての方針やガイドラインの策定に賛成します。一方、管理が行き届いていない別荘等が多数あり、所有者のみにその管理を委ねるだけでは、倒木や落枝による安全確保は困難ではないでしょうか。台風時のみならず、昨今では大雨や雹により、多数の落枝が発生しており、大変危険な状況です。行政主体の取り組みとして、危険箇所の通報受付・該当者への指導を行う仕組みを構築すること、伐採・剪定費用の補助を拡充することを提案します。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
36	13ページ	第8章「支援制度」の記載についてです。危険木への補助は、伐採だけでなく剪定も対象と理解していますが、そのことは町のホームページで補助事業の詳細を調べて初めて分かりました。第8章の記載は「危険木伐採等費用補助事業　危険木の伐採等にかかる費用の一部を	いただいたご意見を踏まえ、修正します。

		補助します」とあるのみで、この書き方からは剪定が補助の対象に含まれることが読み取れません。危険木と診断された場合でも、伐らずに剪定で対処するという選択肢があることは、木を残したいと考える所有者にとって大切な情報です。本方針の第5章も「健全な樹木は、原則保存すること」を第一の原則としているのですから、その原則と支援制度がつながって見えるよう、第8章に剪定も補助の対象である旨を明記していただくことを求めます。	
37	13 ページ	第8章に支援制度が整理されたことを評価します。そのうえで申し上げたいのは、現行の支援がいずれも「樹木医診断で危険木と判定されてから」始まる組み立てになっていることです。第5章の第一の原則は「健全な樹木は、原則保存すること」ですが、健全な樹木を健全なまま保つための手入れ―予防的な剪定や維持管理―には支援がありません。また、現行の補助は1世帯につき1回に限られており、毎年続いていく維持管理を支える設計にはなっていません。維持管理の負担ゆえに「維持管理ができないほどに大木化」した樹木が生まれるのだとすれば、危険になってからの支援だけでは間に合わず、健全なうちの手入れを支えることこそが、危険木の発生と世代更新を減らすもう一つの答えになるはずです。つきましては、健全な大径木の剪定・維持管理費用への補助や、保存に協力する所有者への奨励金の創設をご検討ください。こうした仕組みは珍しいものではなく、保存樹木・保護樹木を指定して剪定等の維持管理費を継続的に助成する制度は、多くの自治体で長く運用されています（三鷹市＝3年ごとに剪定費用の2分の1・1本あたり上限5万円、大阪市＝樹勢調査や剪定等に上限10万円など）。「危険になってから対処する」を支えるだけでなく「健全なまま残す」を支える動線が加われば、第5章の原則保存を所有者の負担の面から支えることができると考えます。	本基本方針案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。

38	基本方針（案）全体	本方針は策定時点のデータに基づいて内容が定められていますが、軽井沢町内の開発状況は2020年以降急速に変化しています。策定後も土地利用変化を定期的にモニタリングし、必要に応じて本方針及び植栽ガイドラインの内容を見直す仕組みが必要と考えます。策定後の定期的なモニタリング「見直しの仕組み（例：数年ごとの土地利用調査に基づく検証・ 改定）こそが必要なのではないでしょうか。	時代や社会情勢等の変化により、本基本方針の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行います。
39	基本方針（案）全体	本方針の緑化率規制は、樹冠面積又は樹高換算表による2次元的な「面積」のみを評価指標としていますが、ベルリン市の生態面積係数（Biotope Area Factor）やスウェーデン・マルメ市のGreen Space Factorのように、樹木の生態的価値（在来種か、生息地としての構造的多様性があるか等）を重み付けして評価する仕組みが国際的に定着しています。また東京都は「緑化計画書」制度に加え在来種選定ガイドラインやエコロジカル・ ネットワークマップにより生態的連結性を誘導しており、長野県内でも白馬村は延床面積 · 戸数等の規模に応じて規制の強度を段階化する条例を有しています。軽井沢町は国内トップクラスの生物多様性を有しますし、財政面の健全性もありますので、単純な緑化率の達成を超えて、生態系の機能·連続性・在来種の保全に踏み込んだ基準（エコロジカルランドスケープの考え方など）を導入すべきと考えます。このような考えについて、反映のお考えがあるか、町のご見解をお聞かせください。反映頂ける場合は、具体的にどのような検討を行われるか、お示しください。反映しない場合は、その理由をご説明ください。	本基本方針は、町民、別荘所有者、事業者等に対し、どの程度の植栽が必要か、また、どのような考え方で樹木の維持管理を行っていくべきかといった基本的な事項について、まずご理解いただくため、可能な限り内容を単純化してお示しするとの考えのもと、策定を進めているものです。このため、生態系等に関する事項は記載せず、内容は可能な限り絞ったものとしたいと考えています。なお、町では、今後、生物多様性に関する方針等を取りまとめた「生物多様性地域戦略」を策定する予定です。
40	-	軽井沢町における緑豊かな環境は、町の重要な自然的・文化的資産であり、とりわけ別荘地の樹木は、軽井沢らしい景観を形成する重要な要素であると考えます。今回の基本方針（案）では、健全な樹木を原則保存するとともに、過密化した樹木について剪定・間伐を行い、維	１　本基本方針の作成に当たり、委託は行っておりません。また、「植栽ガイドライン（仮称）」については、策定に当たり、各分野の専門家で構成する会議体を設置するとともに、町民や別荘所有者、各種団体の代表者等で

		持管理が困難なほど大木化した樹木については世代更新を図るという考え方が示されており、これまでの「緑を増やす」という考え方に加えて、「成長した緑を適切に管理し、次世代に引き継ぐ」という視点が盛り込まれている点を評価します。一方で、今後の実効性を高めるため、以下の点についてさらに検討をお願いしたいと思います。 1　基本方針の策定体制について 本基本方針の策定に当たり、町内部で作成した部分、外部専門家・事業者等に委託した部分がある場合には、その業務範囲、委託先、委託費等を明らかにしていただきたいと思います。また、今後策定される「植栽ガイドライン」についても、策定主体、専門家の関与、町民・別荘所有者・別荘地管理組合等の意見を反映する仕組みを明確にしていただきたいと思います。 2　「樹木を植える」ことと「将来の樹木を管理する」ことを一体的に考えていただきたい 新規植栽について緑化率を設定することは、緑豊かな景観を維持するための一つの方法と考えます。しかし、植栽された樹木は 10 年、30 年、50 年と成長します。その結果、過密化、大木化、落枝、倒木、隣地への越境、道路への張り出し等の新たな管理問題が発生する可能性があります。したがって、植栽時の緑化率だけではなく、「植栽後の長期的な維持管理」と「世代更新」までを一体として考える仕組みを基本方針または今後の植栽ガイドラインに盛り込んでいただきたいと思います。 3　道路沿線樹木を重要な管理課題として位置づけていただきたい 軽井沢では、私有地の樹木が道路上空に張り出したり、枝葉が道路交通の支障となったり、倒木・落枝によって道路の安全な通行が妨げられたり、停電の原因になったりする問題があります。これらは個々の	構成される自然保護審議会で審議した上で策定する予定です。 2　貴重なご意見として、参考とさせていただきます。 3　貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 4　別荘管理組合等も「事業者」に含まれます。 5　貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 6　貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。

土地所有者だけの問題ではなく、地域全体の安全・景観・防災に関わる問題です。「道路沿線樹木」について、樹木所有者、別荘地管理組合、道路管理者、町等の役割を整理し、剪定、間伐、危険木への対応、情報共有、所有者への協力要請等について、今後のガイドライン等で具体化していただきたいと思います。

4　別荘地管理組合等を地域の樹木管理主体として位置づけていただきたい

軽井沢の別荘地では、個々の別荘所有者だけでなく、管理組合等の地域組織が道路、共用施設、景観等の維持管理に関わっています。そのため、「町民・別荘所有者・事業者・町」に加え、別荘地管理組合等の地域組織を、樹木管理における重要な地域主体の一つとして位置づけていただきたいと思います。特に、所有者が遠隔地に居住している場合、相続等により管理者が明確でない場合、所有者と連絡が取りにくい場合などには、地域組織と町との連携が重要になると考えます。

また、新築・改築時の植栽だけでなく、既存の別荘地における大木化・老木化・倒木リスクへの対応を、今後のガイドライン等で明確にしてほしい。別荘地内における事例として、

〈事例 1〉道路への枝葉の張り出し

別荘地内では、私有地の樹木が成長し、道路上空へ枝葉が張り出す事例が見られます。所有者が遠隔地居住の場合、状況把握や連絡に時間を要することがあります。管理組合が情報提供や協力依頼を行う場合もありますが、管理主体や役割分担が明確でないことがあります。これは、・樹木所有者・管理組合等・町・道路管理者の役割整理が必要であることにつながります。

〈事例 2〉倒木・落枝への緊急対応

台風や強風時には、道路上への落枝や倒木への緊急対応が必要になる

場合があります。特に別荘地では、生活道路であると同時に避難路や緊急車両通行路としての機能もあるため、平常時から危険木の把握や予防的な管理を進めることが重要と考えます。これは、・危険木の診断・予防的な剪定・樹木医活用　・補助制度の充実につながります。

〈事例 3〉藪化と野生動物

長期間管理されない土地では、低木や藪が繁茂し、道路からの見通しが悪くなる場合があります。近年はツキノワグマ等の出没も見られることから、景観保全だけでなく、安全な生活環境の確保という観点からも、適切な樹木・植生管理が重要と考えます。これは、・景観・防災・野生動物対策を結びつける視点になります。

5　樹木管理を野生動物対策・生活安全とも関連づけていただきたい

軽井沢では近年、ツキノワグマ等の野生動物との共生が重要な課題となっています。樹木そのものだけでなく、実のなる樹木、道路沿いの藪、空き地等の過剰な植生などが、野生動物の誘引や人との接触リスクに関係する場合があります。したがって、今後の植栽ガイドライン等では、景観・自然保護だけでなく、野生動物との共生、安全な生活環境、道路からの見通し確保等の観点も含めて検討していただきたいと思います。

6　「軽井沢の緑を守る」から「軽井沢の緑を地域で管理し、次世代につなぐ」政策へ

今回の基本方針を契機として、軽井沢の樹木を単に「残す」「増やす」という考え方だけではなく、「残すべき樹木を残す」「過密な樹木を適切に管理する」「危険な樹木を安全にする」「大木化した樹木を計画的に世代更新する」「道路沿線の樹木を適切に管理する」「次世代に適した樹種・植栽方法を選択する」という、長期的な地域管理の仕組みへ発展させていただくことを期待します。

		軽井沢の緑は、個々の土地所有者だけの財産ではなく、長い年月をかけて形成されてきた地域全体の景観・環境資産(地域社会的共通資本の一つ)でもあります。そのため、町、土地所有者、別荘所有者、別荘地管理組合、事業者等がそれぞれの役割を担いながら、協働して管理していく仕組みを、今後の基本方針及び植栽ガイドラインに位置づけていただきたいと思います。	
41	-	１．制定の目的・趣旨について：樹木管理・緑化は軽井沢の豊かな自然を恒久的に保護する観点から重要な取組みなので、本基本方針は、自然保護と景観保全はもとより、温暖化対策としての樹木の日陰効果もその趣旨に含めるべきではないかと思います。従って、本基本方針策定にあたって、その点を前文に記載することを期待します。 ２．既存の『自然環境保護要綱』との関係：今後は、樹木管理と緑化についてより積極的に取り組もうとしているので大変良い進展だと思います。要綱及び関連条例では、開発時点での開発行為や建築物に関する規定が主流であって、樹木については基本的には敷地の樹木は保存することと謳われているものの必ずしも遵守されているとは思えないので、本方針とガイドラインの制定にあたっては、それらの実効性を高めるよう必要な施策を明確化（強制力やフォローアップ体制など）には十分留意していただきたい。 ３．今回定義している緑化率を深化させ、『樹冠被覆率』を基本的な指標として位置付けるべきではないでしょうか。主な理由は以下のとおりです。 （１）　現在国内では、樹冠被覆率は採用されていませんが、海外先	１　ご指摘のとおり、樹木には日陰をつくる効果があることは承知しています。しかし、本基本方針は、町民や別荘所有者等に対し、どの程度の植栽が必要か、また、どのような考え方で樹木の維持管理を行えばよいか等についてご理解いただくため、可能な限り内容を単純化してお示しするとの考えのもと、策定を進めているものです。こうしたことから、可能な限り内容を絞ったものとしたいため、ご意見にある温暖化対策としての効果等については、記載しないこととしています。 ２　貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 ３　本基本方針案における緑化率は、「樹冠の水平投影面積の合計」や「みなし樹冠」により算出することから、樹冠被覆率と同様の意味合いであると捉えています。また、一般の住民の方々にも理解しやすく、イメージしやすい表現として、「緑化率」という言葉を使用しています。なお、職員体制や費用面を踏まえ、AI やドローンを

		進諸国では自然保護・気候変動対策の重要な指標（“Tree Canopy Cover”） として実際に活用されています。その重要な理由の一つは樹冠による日陰効果です。緑化だけでなく、温暖化が進む中、樹木（樹冠）による日陰効果・気温上昇抑制効果等を十分に考慮すべきです。更に樹冠は雨水流出・防災にも役立ちます（樹木・樹冠を治水インフラとしても捉える)。 （２） 軽井沢町全体では高木の樹冠が豊富で樹冠被覆率は高いと思われますが（計測した実績はありますか？)、昨今の開発によって山岳地以外では低下していくことが懸念されます。その観点から、単に開発時点の緑化ではなく継続的な樹冠という考え方を中心に据えるべきだと考えます。軽井沢町が全国に先駆けて先進的取組を行うことには大いに意義があり、軽井沢町の自然環境保護対策の先進性を全国に示す模範例とすることができます。 （３） 基本方針に記載されている緑化率は、樹高１ｍ未満の樹木や地被植物は計算から除外し、樹冠の水平投影面積を計測するという、一般的な緑化率より進んだ考え方を採用しており、これは樹冠被覆率の概念に近いものと言えます。これは高く評価すべき点です（但し、樹高については後述)。一般的に緑化率の計算では低木や芝生などを含めていると思いますので、そのような『緑化率』とは区別すべきであり、求める指標として『樹冠被覆率』を採用すべきと考えます。 （４） ＡＩやドローンなど最近の技術進歩を大いに活用できる分野ですから、実践的にも十分可能だと思います。自然環境保全のためにAI やドローンなどの最新技術を大いに活用すべきです。 （５） 土地利用行為実施前後だけでなく、完成後も時間軸をもたせて樹冠被覆率を計測し、状況を継続的に管理していく指標とすることが重要です。AI とドローンを活用して毎年樹冠被覆率を計測し公表	活用して緑化率を算出することは考えていません。 ４ 本基本方針案の１ページに記載のとおり、現在、「植栽ガイドライン（仮称)」の策定を進めています。当該ガイドラインでは、ご意見に記載された課題を踏まえ、適切な植栽位置や推奨樹種、具体的な管理方法等について取りまとめる予定です。 ５ AI やドローンの活用については、住民や事業者が容易に利用できるものではなく、また、町においても、職員体制や費用面を考慮すると、活用することは困難であると考えています。そのため、一般の住民の方々でも容易に算定できるよう、「みなし樹冠」による算出方法を定めています。なお、この算出方法は、都市緑地法に基づく緑化地域制度における緑化率の算定方法を参考にしています。 ６ 緑化率の割合については、町民、別荘所有者、各種団体の代表者等で構成される会議体（軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会）において、現在審議しています。また、本基本方針案の６ページに記載しているとおり、緑地面積以外の部分については、駐車スペースや進入路等を除き、コケや芝などの地被植物による緑化又は自然地面のまま維持することを規定しています。さらに、緑化率は最低基準として設定するものであり、緑化については、開発などの案件ごとに適切に指導していき

		してより良い管理を行っていくことができます。AI とドローンの費用は相応なものになると想定されますが、樹木管理の重要性に鑑みれば、軽井沢町の財政・予算規模の中で対応可能ではないかと思料します。 ４．樹高については、区分の仕方について提案された区分では実効性の観点から不十分だと思いますので、更なる検討を行うべきと考えます。 （１）樹高１メートルでは樹冠の効果は薄いと思います。また、１メートルとすると、価格の安い低木植樹を誘引し、本来求める効果は薄れます。既にバイパス沿いのなどで、低木でお茶を濁している開発が見られます。他方バイパス沿いの今年オープンした施設は５メートル程度の中木を多数植樹しており、そうした事例を開発事業者に推奨すべきです)。 （２）樹木は成長していくので、植樹時点と期待すべき将来の高さをどのように勘案するか難しいところですが、この点も考慮したルールを作ることが必要と思います。成長の見込めない低木は日陰効果が認められないのでカウントすべきではないと思います。 （３）日陰効果を得るためには樹高は高いほうが望ましいですが、３メートルは必要とのデータや考え方があるようです。樹冠の効果を得るために最低３メートルが一つの基準として検討してはいかがでしょうか。専門家の意見や他の先行例を参考にしていただきたいと思います。 ５.「みなし樹冠」について： （１）　樹冠被覆率をできるだけ実態に即して評価していくのに「み	ます。 ７　本基本方針案の５ページに記載の「樹木の管理に関する方針」に沿って、管理していただきたいと考えています。 ８　貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 ９　一定規模以上の伐採を行う場合、行為者は「軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例」に基づき、町との事前協議が必要となります。 10　本基本方針案と直接の関係がないため、ここでは回答を控えさせていただきます。

なし」を採用することが適切かどうか再考してはどうでしょうか。例えば高さ４メートルの木で実際の樹冠が４㎡（半径 1.13 メートル）しかなくても、制度上は樹冠面積１４㎡として計算されます。逆に樹冠の大きい樹木は 14 ㎡で頭打ちになり低く評価されてしまいます。AI とドローンを適切に活用する仕組みを作れば「みなし」は無しで済ませられるのではないでしょうか。
（２）　樹木は重なり合って存在していることが多いですが、「みなし」で一本ずつ加算していくと実際の樹冠面積より大きくでます。ドローンで計測すれば重複して加算することはなくなりより実態に近くなると思います。

６．緑化面積表について：
（１）　緑化率２５%、１５%を前提とすると、空地比率が保養・緩衝地域では５５%となり、半分以上が自由に使えることになります（コンクリートでもよい）。特に大型開発においては自由にできる空地について何らかの制限を加えるべきではないでしょうか。居住地域でも２５－３０%が空地になるので、緑化率（樹冠被覆率）をもう少し上げてよいのではないでしょうか（例えば保養地域４０%、居住地域は２５%と１５%）。妥当な率については、空地の利用の在り方も踏まえて専門家や住民を含めた関係者の意見を徴していただきたいと考えます。
（２）　緑化率（樹冠被覆率）２５%の場合、例えば 2000 ㎡の敷地で開発前の樹冠被覆率が６０%あった場合、開発後は２５%でよいとなると、樹冠 700 ㎡が減少してよいことになります。このようなことは認められるのでしょうか。自然保護対策要綱において、敷地に存在する樹木は原則保存するという規定が存在しているわけですから、そ

の規定とは矛盾することとなりますので、実際に緑化率（樹冠被覆率）低下が生じないようにルールを制定すべきではないでしょうか。特に大規模開発や大型住居において懸念します。
（３）　軽井沢全体でみると樹冠被覆率は高いものの、保養地域、特に居住地域では大規模開発が進み、樹冠被覆率は明らかに低下していると考えられますので、自然環境保全、日陰効果の観点から求める率は高く設定すべきではないかと考えます。軽井沢の都市化と自然環境への悪影響を防ぎましょう。
（４）　軽井沢町は、長期振興計画において東西南北の４地区に分けそれぞれの特性に応じた発展を計画しており、また自然保護対策要綱においては、土地利用区分として４つの地域にわけて対策を講じているので、樹冠被覆率の目標設定においてはこれらの地区・地域における特性や将来像を反映した納得的な数値を設定することが肝要と考えます。

７．管理の継続性確保の必要性：樹木管理・育成は継続性が重要であり、緑化率（樹冠被覆率）の定期的な測定・フォローアップが求められます。当初は数値的にクリアしていても時間の経過とともに悪化していくことが十分考えられます。この点も具体的なルールを明記していただくべきと考えます。町全体と個別事業ごとが対象です。ドローンとAIを活用して成果を出せるところです。

８．樹木の老木化対策の必要性：老木化対策は、今後の樹木管理においては重要な問題なので、この点は基本方針等において明確化すべきと考えます。私有地内の樹木は所有者の責任で管理することは当然としても、全てを所有者に任せておいてよいかについて町としても検討

すべきかと思います。町では樹木診断・補助制度が始まっていますが、これらの施策を町の恒久的施策として明確に位置付け、適切な予算措置をもって効果が得られるよう支援策の拡充を実施すべきと思います。

９．更地化への対応について：転売目的で購入した土地の樹木に関し、売買仲介者が皆伐又はかなりの部分を伐採した場合の取り扱いについて、相応のルールを設けるべきだと思います。売買仲介者は買った土地の樹木を本来維持しておくべきところ伐採し、仲介者から当該土地を購入した人は、樹木がない土地に建築するので、回復すべき樹木がないということになります。最近は町のいたるところでそのような事例が見られますので、売買仲介者が自由に伐採することを制限することが必要と考えます。

１０．『軽井沢町樹木管理・樹冠被覆率保全条例（仮称)』の制定を、樹木管理政策全体を考える中で検討していただきたく提案します。理由と主な内容は以下の通りです。

（１）　趣旨：

①『軽井沢町自然保護対策要綱』の趣旨を踏まえ、町内における樹木及び緑地の保全並びに樹冠被覆を確保することを目的とします。即ち、既存の『自然保護対策要綱』及び関連条例と共に、基本方針案の２.（１）基本方針の位置づけにおいて、自然環境保護のもう一つの柱として明確に位置付けることになります。また、軽井沢の自然環境を守ることに加え、昨今の温暖化によるヒートアイランド現象（軽井沢の気温は上昇しているとのデータもあります）から守るための実効性ある政策手段の一つの軸として重要な対策と考えます。

②現在検討中の『特別用途地区』内でも樹木の保全は重要な意味を持ちますが、『特別用途地区』の制定が軽井沢町全体に広がるには時間がかかると思いますので、この条例によって全町で樹木の効果的管理育成政策を先行させ、軽井沢町の自然保護・温暖化対策に資することができます。
③現在一定の変更を実施する予定の『自然保護対策要綱』『土地利用行為の手続等に関する条例』を更に変更するのではなく、樹木の管理育成政策の柱として独立した条例とすることが適切であり、手続き的にみてもより迅速に行えるものと考えます。軽井沢町は放っておくと樹冠被覆率は減少の方向（開発、既存樹木の老木化）に進む可能性があり懸念されます。
（２）重要な検討項目として以下の点を検討していただければと思います。
①樹木管理育成の指標を樹冠被覆率とし、同率は、敷地面積に対する、高木（樹高 3 メートル以上）の枝葉が上空から地表を覆う面積（樹冠投影面積）の割合とする。長期的観点から適切な町内地域ごとの最低樹冠被覆率を設定する。地域や開発規模に応じて、複雑すぎない程度にきめ細かな被覆率を設定することが望ましいと思います。
②建築主には、町との事前協議に際して、樹冠計画図（開発前の状況、完成直後、５年後の想定）の提出を義務付け、承認を得なければ着工できないことと規定する。事前協議の対象から除外されている一戸建て住居についても景観届出の際に樹冠計画図の提出と承認を義務付けるよう制度設計する（長野県への現在の届出との関連で、この条例で町独自に対応できることが望まれる）。
③樹冠被覆率計測には、AI 及びドローンを利用し、工事完成時にはドローンによる計測を行い、計測結果が不十分な場合には改善する。

		④AI、ドローン利用にかかるコストを町だけの負担とせず、建築主も相応の負担をする。大規模な開発に高い傾斜をつける。事前協議・景観届出の際、事務手数料または樹木管理協力金として徴収する（町が独自に徴収できるように）。 ⑤町は、町全体と地域ごとの樹冠被覆率の定期的（例えば、毎年乃至２年毎）な計測を行って公表し、実態の把握に努めると共に、規制ルールの改善の参考にする。 ⑥個別事案についても、町は町全体のドローン撮影を活用（上記⑤）し、完成後定期的にモニタリングし（全自動スクリーン）、状況が著しく悪化している場合等には改善を求め（町長の是正勧告）、正当な理由がなく改善しない場合には、公平性を保つための一定の手続を経て公表やペナルティを課す。建築完成後に樹木を多数伐採する可能性を抑制する仕組みも重要です。 ⑦個別事案において樹冠被覆率が最低基準を大幅に上回る（例えば最低基準のｘｘ%増し）場合には報奨金を支払う。 ⑧『軽井沢町自然保護対策要綱』その他関連法規において、本条例との関連付けを行う最小限の文言改定を行う。	